

■届出対象行為

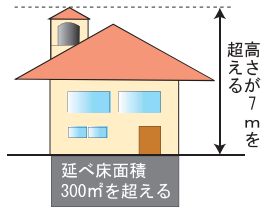
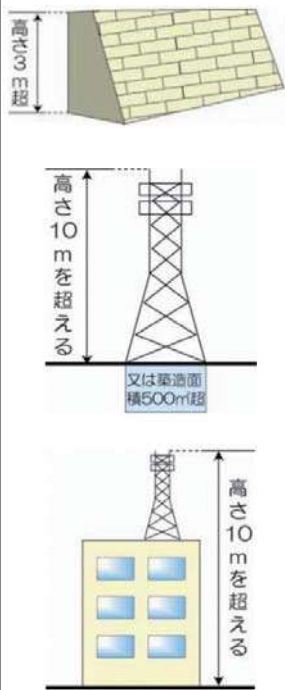
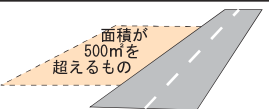
(1) 届出の対象となる行為（届出対象行為）

景観法及び景観条例に基づき、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下の行為を届出の対象とします。

- 1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- 4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

(2) 届出の対象とする規模

届出対象行為について、届出の対象となる規模は以下のとおりです。

対象となる行為	対象とする規模	
1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更	① 建築物の高さが7メートルを超えるもの。 ② 建築物の延べ床面積が300平方メートルを超えるもの。 ③ ①又は②に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の過半となるもの。	
2) 工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更	① 擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀その他これらに類するもので、高さが3メートルを超えるもの。 ② 彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、墳墓、電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するものうち、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、全体の高さ）が、10メートルを超えるもの、又は築造面積が500平方メートルを超えるもの。 ③ 屋外に設置する自動販売機で高さが1.5mを超えるもの ④ ①又は②に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10平方メートルを超えるもの。	
3) 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為	土地の面積が500平方メートルを超えるもの。	
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為にかかる土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの。	
5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	その集積又は貯蔵の高さが4メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの。	